

**国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 産業医の報酬額を改定するとともに、在宅療養専門指導医を非常勤特別職として配置し、その報酬額を新たに設定するため、条例の一部を改正するものである。

**国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例案**

国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第78号を第79号とし、第54号から第77号までを1号ずつ繰り下げ、第53号の次に次の1号を加える。

(54) 在宅療養専門指導医

第4条中「第2条第15号から第75号まで」を「第2条第15号から第76号まで」に改める。

第5条第1項中「第2条第76号から第78号まで」を「第2条第77号から第79号まで」に改める。

別表第1産業医の項報酬額の欄中「28,900円」を「75,000

円」に改める。

別表第2中

「

介護保険運営協議会委員	〃 9,100円
-------------	----------

を

」

「

介護保険運営協議会委員	〃 9,100円
在宅療養専門指導医	〃 23,000円

に

」

改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。